

商工関係補助金等

経営一般、創業・ベンチャー・経営革新 等

E - 01

地域資源を活用した新商品・新サービスの事業に対する支援

地域産業資源活用事業

●事業内容

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（中小企業地域資源活用促進法）に基づいて、中小企業者等が「地域産業資源活用事業計画」等を作成し、認定を受けると、補助金や低利融資等の各種支援を受けることができます。

●対象者

地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた中小企業者。

●支援施策の内容

1. ふるさと名物応援事業補助金

<地域産業資源活用事業>

(1) 補助対象経費

認定を受けた計画に従った試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部

(2) 補助率

補助対象経費の3分の2以内(1、2回目)、2分の1以内(3～5回目)

(3) 補助上限額

500万円（4者以上の共同申請案件の場合は2,000万円以内）

<小売業者等連携支援事業>

(1) 補助対象経費

市場調査、マーケティング調査分析、展示会等の開催に係る費用の一部

(2) 補助率

補助対象経費の3分の2以内

(3) 補助上限額

1,000万円

2. マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）

事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

3. 政府系金融機関による低利融資

4. 信用保証の特例

5. 中小企業投資育成株式会社法の特例

なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

●計画作成の支援について

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

制度の詳細や、計画の作成等については、中小企業基盤整備機構中国本部連携推進課へご相談ください。

TEL 082-502-6689 FAX 082-502-6690

お問い合わせ

中国経済産業局経営支援課

TEL 082-224-5658

FAX 082-224-5643

地域資源を活用した新商品等の試作品開発、販路開拓に

しまね地域産業資源活用支援事業

●事業内容

中小企業者等や創業者の創意工夫による地域産業資源を活用した新しい事業化への取り組みを支援します。

●対象者

県内に事業所を有する中小企業者、事業協同組合、協業組合、NPO法人または創業者

(農林漁業者は除きます。)

●補助対象経費

農林水産品、鉱工業品、加工技術及び観光資源といった、地域資源を活用した新商品、新サービスの研究開発、既存商品、既存サービスの改良、販路開拓など付加価値の向上に取り組む初期段階の経費及びその取り組みに必要な機器及び設備の整備経費

●補助率

1／2

機器及び設備については1／3

●補助額

50～300万円

●補助期間

1年以内

お問い合わせ

島根県商工会連合会

TEL 0852-21-0651

ホームページ <http://www.shoko-shimane.or.jp/?p=25>

又は

お近くの商工会議所・商工会・島根県中小企業団体中央会・
公益財団法人しまね産業振興財団(卷末の一覧表参照)

事業化・販路拡大

E - 03

農林水産業と商業・工業等の産業間の垣根を超えた連携の促進

農商工等連携事業・6次産業推進事業

【農商工等連携事業・支援事業】

[対策のポイント]

国から、中小企業者と農林漁業者が共同で行う新たな商品やサービスの開発等についての計画の認定を受けた場合に、中小企業者と農林漁業者に対して、融資等の支援を行う取組です。両者のマッチングを行う一般社団法人・NPO法人もあわせて支援が受けられます。

1. スキーム

基本方針

◎主務大臣が農商工等連携事業・支援事業の認定基準等を策定



農商工等連携事業計画

中小企業者と農林漁業者が共同で
新商品の開発等に取り組む事業計
画を作成

農商工等連携支援事業計画

一定の要件を満たす一般社団法人・
NPO法人等が、農商工等連携事業
に取り組む事業者等に対する指導・
助言等の支援を行う計画を作成

[支援措置]

1. 中小企業信用保険法の特例
2. 小規模企業者等設備導入資金助成
法の特例
3. 食品流通構造改善促進機構の債務
保証
4. 農業改良資金助成法等に基づく貸
付対象を中小企業者へ拡大。償還期
間・据置期間を延長
5. 中小企業者に対する低利融資制度
6. 補助金：低未利用資源活用等農商
工等連携支援事業（事業化・市場化
支援事業）
7. 専門家によるアドバイス等

- [支援措置]
1. 中小企業信用保険法の特例
(事業計画の認定を受けた一般社団
法人・NPO法人等は、中小企業信
用保険の対象になる。)
 2. 補助金：低未利用資源活用等農商
工等連携支援事業（連携体構等支援
事業）

お問い合わせ

中国経済産業局産業部 経営支援課

TEL 082-224-5658 FAX 082-224-5643

【6次産業化ネットワーク活動交付金（国事業）】

〔対策のポイント〕

多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等の取り組み及び市町村の6次産業化戦略・構想に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取り組みを支援します。

●主な内容

①推進交付金（ソフト事業）

（事業者タイプ）

補助率：1／3以内、1／2以内（市町村が協議会を組織し策定した市町村戦略に基づく取組）

（地域タイプ）

補助率：1／2以内

②整備交付金（ハード事業）

（事業者タイプ）

補助率：3／10以内（中山間地域における農業関係の整備で条件を満たすものは1／2以内）で次の①～③の最も低い額（上限1億円）

①事業費×3／10（1／2） ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

（地域タイプ）

補助率：1／2以内（上限3,000万円）

【島根型6次産業推進事業（県事業）】

〔対策のポイント〕

1次産業、2次産業、3次産業の多様な事業者が連携して取組む6次産業を支援し、市町村を中心とした、広がりのある6次産業の展開を促進します。

〔補助率及び補助限度額〕

①事業者連携型 推進事業 1／2以内 50万円～300万円

整備事業 1／3以内 50万円～700万円

②市町村戦略型 推進事業 2／3以内 50万円～500万円

整備事業 1／2以内 50万円～1,000万円

〔事業実施主体〕

農林漁業者、民間事業者、市町村、NPO法人等

お問い合わせ

島根県 しまねブランド推進課 6次産業推進スタッフ

TEL 0852-22-5283 FAX 0852-22-6859

【6次産業化サポート事業】

[対策のポイント]

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、6次産業化プランナーによる個別相談、農林漁業者等と流通業者等との商談会、優良事例の収集、情報提供等を支援します。

●主な内容

(1) 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する個別相談支援

都道府県域を超えるなど広域で事業を展開される方や、専門分野に関するアドバイスが必要な方に対して、「6次産業化中央サポートセンター」から6次産業化プランナーを個別に派遣します。

(2) 農林漁業者等と流通業者等との商談会の開催

商談会を複数の地域で開催し、6次産業化の取組により開催された新商品の販売先を探している農林漁業者等と流通業者等とのマッチングの機会を作ります。

(3) 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進

多様な事業者が参画した先進的な取組を全国的に展開していくため、6次産業化の関係機関を対象とした情報交換会の開催、実践モデルの作成やこれを活用した農林漁業者向けの啓発セミナーの開催、優良事例発表会の開催等を行います。

(4) スマイルケア食の普及推進

スマイルケア食（新しい介護食品）の商品開発・普及をより一層推進するため、スマイルケア食の利用に向けた研修会を開催します。

お問い合わせ

中国四国農政局 経営・事業支援部 地域連携課

TEL 086-224-4511（内線2164）

FAX 086-224-7736

事業承継を契機とした体制整備や新たな取組を支援します

事業承継新事業活動支援事業(助成金)

●事業内容

中小企業者等の事業承継を契機とした体制整備や新事業活動^{*}を、助成金により支援します。

※「新事業活動」とは、次のいずれかに該当する取組

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

	体制整備型	経営革新型
概要	後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組	経営の維持・向上を図るために、後継者・後継予定者を中心として取り組む新事業活動等
対象者	10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 ※事業承継計画の策定が必要	2年前から10年後までの間に事業承継を行った又は行う予定の県内中小企業者 ※承継予定企業は事業承継計画の策定が必要
事業区分 助成対象	<input type="radio"/> 事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、経営方針策定経費等 <input type="radio"/> 人材育成事業 体制強化に向けた幹部人材の育成経費等	<input type="radio"/> 事業承継計画策定・実施事業 承継手続、後継者育成、経営方針策定経費等 <input type="radio"/> 新商品新役務開発・収益力強化事業 商品開発、レイアウト変更等の新事業活動に要する経費 <input type="radio"/> 販路開拓事業 新事業活動に伴う販路開拓に要する経費(展示会出展等) <input type="radio"/> 人材育成事業 新事業活動に必要な幹部育成に要する経費(研修経費等) ※「事業承継計画策定・実施事業」以外の事業区分の取組が必須
補助率	1／2	1／2、経営革新計画の法承認を受けた場合2／3 (経営革新計画は、P.196参照)
助成上限額	100万円～200万円 (1事業区分ごとに上限100万円)	100万円～300万円(1事業区分ごとに上限100万円) 経営革新計画の法承認を受けた場合、上限額100万円引き上げ(最大400万円)
助成下限額	総額10万円	
対象期間	事業開始日の属する年度の2月28日まで	
実施機関	各商工会議所、各商工会及び商工会連合会、中小企業団体中央会、(公財)しまね産業振興財団	

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 経営力強化支援室

TEL 0852-22-5285 FAX 0852-22-5781

島根県西部県民センター商工労政事務所 商工振興課

TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>

異なる事業分野の経営資源を持ち寄り新規事業へ取り組む複数の方へ

新連携(異分野連携新事業分野開拓計画)支援事業

●事業内容

複数の中小企業者（※）が異なる事業分野で蓄積したノウハウ・技術等の経営資源を持って新規事業に取り組むことにより新たな需要の開拓を行うに当たり、「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成して、国の経済産業局長から中小企業等経営強化法に基づく認定を受けると、補助金、低利融資、特許料の減免等、様々な支援施策を利用することができます。

計画の作成、ブラッシュアップ等は、専門の支援機関である中国地域活性化支援事務局からハンズオン支援を受けることができます。

（※）大企業・大学・研究機関・NPO等を連携メンバーに加えることも可能ですが、参加する営利企業のうち中小企業の貢献度合いか半分以下の場合は対象外となります。

●支援施策の内容

1. 商業・サービス競争力強化連携支援補助金

〈新連携支援事業〉

(1) 補助対象

認定を受けた計画に従って行う事業の経費の一部

(2) 補助率

補助対象経費の3分の2以内

(3) 補助限度額

初年度3,000万円、2年目は、初年度と同額を上限として補助

（注）補助金の交付については、別途、国の審査があります。計画認定は、補助金の交付を保証するものではありません。

2. 政府系金融機関の低利融資

3. 信用保証の特例

4. 県制度融資の特別融資制度（経営革新支援資金）

5. 設備貸与制度の特例

6. 高度化融資制度

7. 特許料等の減免制度

8. 中小企業投資育成株式会社の特例

●計画作成の支援について

制度の詳細や、計画の作成等については、中国地域活性化支援事務局（中小企業基盤整備機構中国本部連携推進課）へご相談ください。

TEL 082-502-6689 FAX 082-502-6558

お問い合わせ

中国経済産業局経営支援課

TEL 082-224-5658

FAX 082-224-5643

技術開発

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に取り組む際に

資源循環型技術開発事業費補助金

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

●対象者

県内に事業所を置く事業者、法人格を有する団体及び任意グループ

●事業内容

産業廃棄物の発生の抑制又は再生利用等による産業廃棄物の減量化を促進させ、産業廃棄物の循環的な利用による産業活性化を図る。

〈FS枠〉事業化に向けた研究開発のための市場調査、簡易な可能性試験

〈研究開発枠〉減量化・再生利用に向けた技術の研究開発、産業廃棄物を原材料とした製品の研究開発

●対象経費

〈FS枠〉市場調査費（委託費、謝金・旅費）、技術指導受入費、研究会経費 等

〈研究開発枠〉原材料費、機械装置及び工具器具費、外注加工費、技術指導受入費、委託費 等

●補助率

事業費の2／3以内

●限度額

〈FS枠〉2,000千円以下の額

〈研究開発枠〉1,000千円以上10,000千円以下の額

お問い合わせ

〈出雲地域・隠岐地域〉

島根県商工労働部産業振興課 産学官連携グループ

0852-22-6395

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

〈石見地域〉

島根県西部県民センター商工労政事務所 商工振興課

0855-29-5649

設備の導入

E - 07

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用に係る施設・設備の整備に取り組む方へ

産業廃棄物 3R 推進施設等整備費補助金

●対象者

県内に事業所を有する事業者

●事業内容

産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に係る施設・設備の整備に要する経費の一部を補助

●補助対象施設

- (1) 県内排出の産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、鉱さい、ばいじん）の発生抑制、減量化又はリサイクルを目的とする施設・設備
- (2) がれき類の破碎施設（ただし、出張破碎等の処理のみの事業を行う場合を除く）

●補助対象経費

機械装置費及び設置工事費

●補助率

事業費の1／3以内

●限度額

20,000 千円（複数の機能を有する施設は30,000 千円）

お問い合わせ

島根県環境生活部廃棄物対策課 施設整備グループ

0852-22-6151

E-mail haikibutu@pref.shimane.lg.jp

循環資源を活用したリサイクル製品の認定及び販路開拓に取り組む方へ

しまねグリーン製品認定・普及促進事業

●認定制度の概要

資源の循環利用の促進とリサイクル産業の育成を図るため、島根発の優れたリサイクル製品を「しまねグリーン製品」に認定し、展示商談会出展への支援や業界誌への広告宣伝など販路開拓を支援

●認定を受けると

(1) 認定証・認定マーク・認定支援補助金

- ・知事から認定証を交付
- ・しまねグリーン製品認定マークのシール作成、包装紙への印刷など
- ・認定事業者が認定を受けるために要した試験分析経費の一部を補助

(2) カタログ・新聞広告等

認定製品と事業者を紹介するカタログの作成・配布や新聞広告等で紹介

(3) 販路開拓支援

県内外の製品展示会への出展支援や課題解決のためのアドバイザー派遣のほか、公共調達や民需で利活用が進むよう販路開拓を支援



しまねグリーン製品

区分	民需向け	公共調達の促進	
メニュー	販売促進支援補助	利用実績づくりのためのモデル実証（市町村）	利活用可能性調査のためのモデル実証（県）
概要	しまねグリーン製品の販売促進に要する経費を補助	市町村がしまねグリーン製品を公共調達する場合（通常製品に比べ単価差があるようなケース）の経費増嵩分をモデル的に補助	しまねグリーン製品の先駆的な利活用方法を実証するため、試行的に公共調達を実施
対象経費	①広告宣伝費（印刷物作成費、広告掲載費、サンプル制作費） ②商談会出展費（出張旅費、運搬費） ③出展時の販売促進費（注）	公共調達の経費増嵩分 [事業例] ・観光施設等の外構・駐車場への規格外瓦舗装 ・グラウンドへの石灰灰再生資材盛土	試行的な実証事業経費 [事業例] ・瓦粉碎物の暗渠疎水材機能調査 ・植物性塗料塗布による間伐材利用促進モデル実証
補助率	1／2以内(初回申請2／3以内)	経費増嵩分10／10以内	—
上限額	50万円（初回申請60万円）	500万円	—

（注）通常製品に比べ価格が高いことなどの要件があります。

お問い合わせ

島根県環境生活部環境政策課 低炭素・循環型社会推進スタッフ

TEL 0852-22-6237

E-mail kankyo@pref.shimane.lg.jp

新製品・新技術の研究開発や試作開発を支援します

技術革新総合支援事業

●事業内容

新たな分野への挑戦や新規受注開拓を目指す企業の試作・研究開発の積極的な取り組みを助成します。

●対象事業

(1) 革新型研究開発助成事業

実現可能な具体的な事業計画を有し、革新的な新製品等の研究及び開発を助成

○企業の基礎的研究開発分野から製品化までの取組を助成

・助成率 1/2

・限度額 500万円

(先端技術イノベーション等、企業グループ (P.197参照)
1,000 万円)

(2) 取引拡大型試作開発助成事業

○市場からの引き合いが存在する製品、部品加工、ユニット製品など試作開発への取り組みを助成。

・助成率 1/2

・限度額 100 万円 (企業グループ (P.197参照) 200 万円)

●その他

本助成事業の内容については、別に詳細な規定がありますので、詳しくは以下のところへお問い合わせください。

各助成事業につきましては、市町村によって、さらに交付確定額の一部が補助される制度があります。各市町村へお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

受注・販路拡大、技術開発

E - 10

特殊鋼産業の集積強化のため、ものづくり企業の成長分野への進出を支援します

特殊鋼産業成長分野進出促進助成事業

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

●事業内容

県の代表的な集積産業の一つである特殊鋼産業のクラスター高度化を図るために、成長分野への進出を目指す企業の素材開発・技術開発・試作開発等に対して助成します。

●対象事業

ものづくり企業が航空機、エネルギー、次世代自動車などの成長分野へ進出のために取り組む、新製品の開発又は試作若しくは新技術の開発を行う事業

(1) 県内取引拡大型：企業が、特殊鋼関連企業*との取引を伴って取り組む事業

・助成率 1／2 ・限度額 100万円

(2) 成長分野進出型：特殊鋼関連企業が成長分野に進出するために取り組む事業

・助成率 1／2 ・限度額 500万円

(3) 企業連携型：(2) のうち、複数の企業等が連携して取り組む事業

・助成率 1／2 ・限度額 750万円

(4) 特認事業：(2) のうち、航空機又はエネルギー分野への進出に取り組み、知事が特に認める事業

・助成率 1／2 ・限度額 1社申請の場合 1,000万円

複数企業での申請の場合 1,500万円

* 特殊鋼関連企業：特殊鋼に関わる素材製造、工具製造、機械加工(切削、研削)及び検査を主な事業とする企業

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 技術支援グループ

TEL 0852-60-5112

E-mail sat@joho-shimane.or.jp

事業アイディアの具体化をお手伝い

IT活用サービス創出シード支援事業【調査支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、アイディアの具体化や顧客の確認など初期段階での取り組みを支援します。

●対象者

県内事業者（業種は問わない。コンソーシアムも可）

●補助内容

- (1) 対象事業 アイディアの具体化や顧客の確認などを目的として実施する関係者へのインタビューなどの取り組み
- (2) 対象経費 人件費、旅費、その他必要と認められる経費
- (3) 補助額等 対象経費の1／2（上限額50万円）
- (4) 事業期間 3ヶ月以内

●その他

募集は随時に行います。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただきか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト (<http://www.s-itoc.jp/>) をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)

TEL 0852-61-2225

E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“検証支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【検証支援事業】

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

●事業内容

新たなサービス・製品の創出を検討する事業者に対し、当該サービスの市場投入に向けた検証の取り組み（顧客インタビューや市場調査など）を支援します。

●対象者

- ・県内IT事業者
- ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●補助内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 対象事業 | 新たなサービス・製品の実地検証として行う顧客インタビューや市場調査
上記に必要となる最低限の機能を有したサービス・製品の開発 |
| (2) 対象経費 | 人件費、旅費、開発及び実地検証に必要な機器の購入経費等 |
| (3) 補助額等 | 対象経費の1／2（上限額100万円） |
| (4) 事業期間 | 3ヶ月以内 |

●その他

- (1) 募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト (<http://www.s-itoc.jp/>) をご確認ください。
- (2) 必要に応じてメンター等の専門家派遣による支援を受けることができます。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の新たなビジネスモデルの創出を目指して“開発支援”

IT活用サービス創出シード支援事業【サービス・製品開発支援事業】

●事業内容

新たなサービス・製品の市場投入を目指す事業者に対して、当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組みを支援します。

●対象者

- ・県内IT事業者
- ・県内のサービス事業者（非IT事業者）。但し、システム開発を県内のIT事業者に委託する場合に限る。
- ・県内のIT事業者とサービス事業者で組織されるコンソーシアム等

●補助内容

- (1) 対象事業 有償購入する初期顧客が見込めた段階において行う当該サービス等の本格的な開発や市場投入に向けた取り組み
- (2) 対象経費 人件費、旅費、開発及び検証に必要な機器の購入経費等
- (3) 補助額等 対象経費の1／2（上限額500万円）
- (4) 事業期間 6ヶ月以内

●その他

- (1) 募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト（<http://www.s-itoc.jp/>）をご確認ください。
- (2) 必要に応じてメンター等の専門家派遣による支援を受けることができます。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター（ITOC）

TEL 0852-61-2225

E-mail itoc@s-itoc.jp

県内IT産業の高度化・競争力強化を目指して“新技術の研究・開発支援”

新技術開発支援事業

●事業内容

県内IT産業の高度化・競争力強化を目的に、県内の事業者等が行う新技術の研究・開発を支援します。

●対象者

- ・県内の事業者
- ・県内の教育機関
- ・県内の事業者、教育機関で構成されるコンソーシアム等

●補助内容

- | | |
|----------|---|
| (1) 対象事業 | 県内IT産業の高度化、競争力強化に顕著に繋がると認められる新規性を有する技術の研究又は開発であって、次のいずれかに該当する事業 |
| | ①オープンソース・ソフトウェアの高度化に資する技術の研究又は開発事業 |
| | ②その他、情報通信技術の全般に関する技術の研究又は開発事業 |
| (2) 対象経費 | 人件費、旅費、開発及び検証に必要な機器の購入経費等 |
| (3) 補助額等 | 対象経費の1／2（上限額500万円） |
| (4) 事業期間 | 最大1年間 |

●その他

募集は期間を定めての公募になります。活用を希望される場合はお問い合わせ先にご連絡いただくか、しまねソフト研究開発センターの公式サイト (<http://www.s-itoc.jp/>) をご確認ください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)
TEL 0852-61-2225
E-mail itoc@s-itoc.jp

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

地域での受託開発の競争力強化を支援します

受託開発競争力強化支援事業

●対象者

島根県内に本社、支社及び開発を行う事業所を有するIT企業

●事業内容

県内IT企業が、自社の事業成長や地域のIT企業と連携することで地域IT産業の発展を目指し、より上流工程若しくは大規模な受託開発案件を獲得する事業活動を支援します。

関係構築のために発注企業先で行う開発に要する経費や、地域での連携先企業との研修開催に要する経費の一部を助成します。

●助成内容

- ・対象経費：発注企業先で開発する際に必要と認める経費（赴任旅費、家賃等）、地域の連携先企業と行う研修費等

(1) 地域の代表企業として受託する場合

助成率：対象経費の1／2以内

助成限度額：200万円以下

(2) 自社の付加価値額が一定以上増加する事業を受託する場合

助成率：対象経費の2／3以内

助成限度額：300万円以下

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 しまねソフト研究開発センター (ITOC)

TEL 0852-61-2225

E-mail itoc@s-itoc.jp

派遣研修で技術・ノウハウを獲得
新ビジネスモデル構築支援事業

●目的

自社固有の技術・サービスを構築することを目的として、県内外の他企業等に社員を送り、新しい技術・業務ノウハウの習得を目指す取り組みを支援します。

●対象事業

県内ソフト系IT企業（中小企業者）が県内外の他企業等において実施する研修又は研究であり、以下の要件を満たすもの。

(1) 技術研修・研究型

- ア 当該企業にとって自社の持つ技術力を著しく向上させる又は特定分野の業務ノウハウを習得する取り組みであること。
- イ 優れた経営資源、技術資源を持つ企業等における取り組みであること。

(2) 営業人材強化研修型

当該企業にとって、自社製品の販売促進に資する人材を育成するためのビジネススクール、大学、専門学校等への通学、通信教育の受講であること。

※概ね連続1ヶ月以上にわたり実施される取り組みであること。

但し非連続の場合には概ね通算1ヶ月以上であること。

※(1)と(2)のどちらか又は併用も可能です。但し、新規の取り組みを優先します。

※平成29年度の支援対象期間は、平成30年2月までです。

●対象経費

経費① 家賃（社員負担）

経費② 企業が負担する場合の家賃、賃金、教材費、研修・研究材料費、旅費、生活支度費

※但し、研修等に対する対価が研修先から支払われる場合、当該経費は対象外

●補助率

対象経費の2分の1以内

●限度額

1件あたり200万円

お問い合わせ

島根県中小企業団体中央会 連携支援課

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

島根県商工労働部産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-6220 FAX 0852-22-5638

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

物流コスト削減のために

浜田港国際定期コンテナ航路利用促進補助金

●対象者

浜田港国際コンテナ航路を利用し、輸出入を行う企業・団体等

●事業内容

浜田港発着の国際コンテナ航路（釜山航路）を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を助成する。

●助成内容（TEU=20フィートコンテナ換算）

1. 航路新規利用支援

【助成対象】

- (1) 浜田港のコンテナ航路を初めて利用し輸出入を行った者に対し、初回利用から1年間を対象期間として助成する。
- (2) 東南アジア・台湾プレミアム
東南アジア（注1）・台湾向けの貨物について、新たに輸出入を行つたもの（注2）。

【助成金額】

- (1) コンテナ1TEUにつき2万円

※ただし、1企業につき1年間の限度額は30万円とする。

- (2) (1)に加え、東南アジア・台湾向けのコンテナ1TEUにつき1万円の加算を行う。

※ただし、1企業につき1年間の東南アジア・台湾分加算上限額を15万円とする。

（注1）助成対象とする東南アジアとは、ASEAN加盟10カ国とする。

（注2）既存荷主についても東南アジア・台湾向けの貨物の対前年度比増加分については1. 航路新規利用支援の対象とする。

2. 輸出促進支援

【助成対象】

浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に30TEU以上の輸出を行つた者に対して助成する。

【助成金額】

- ・コンテナ1TEUにつき1万円

※ただし、1企業につき1年度中の限度額は100万円とする。

3. 輸出入促進支援

【助成対象】

浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中に250TEU以上の輸出入を行う計画がある者で、かつ事前協議が整った者に対して助成する。

【助成金額】

- ・コンテナ1TEUにつき1万円

※ただし、1企業につき1年度中の限度額は400万円とする。

4. リーファーコンテナを利用した輸出入支援**【助成対象】**

浜田港のコンテナ航路を利用し、1年度中にリーファーコンテナ貨物の輸出入を行った者に対して助成する。

【助成金額】

- ・コンテナ1TEUにつき2万円。対前年度比の増加分に対し、1TEUにつき5千円を加算。

※ただし、1企業につき1年度中の限度額は50万円とする。

●補助金制度・金額等につきましては、変更となる場合がありますので、利用前に必ずお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港振興会(島根県浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内)

TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411

ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>

海外展開

E - 18

浜田港を利用してロシア貿易を行われる方へ

浜田港国際RORO船航路運航安定化等対策補助金

●対象者

浜田港RORO船（自動車が自走により乗降できる船）航路等を利用し、ロシア向け輸出入を行う企業・団体等

●事業内容

浜田港発着のRORO船航路（ウラジオストク航路）等を利用した企業・団体等に対し、経費の一部を助成する。

●助成内容 (TEU=20フィートコンテナ換算)

1. 中古車輸出への支援

【助成対象】

RORO船航路を利用し、中古車の輸出を行った者

【助成経費】

1台につき5,000円（中国地方5県内からの集荷分）または、10,000円（中国地方5県外からの集荷分）

2. コンテナ貨物及びバルク貨物輸出入への支援

【助成対象】

RORO船航路を利用し、コンテナ貨物及びバルク貨物の輸出入を行った者

【助成経費】

①コンテナ貨物 コンテナ1TEUにつき20,000円

（リーファーコンテナの場合には1TEUにつき120,000円）

②バルク貨物 1m³または1tあたり2,000円

中古車以外の特殊車両（2輪車を除く）1台につき1,000円

船舶／重機 1隻／1機につき2,500円

※2については、当面国際定期コンテナ航路または在来船による輸出入も補助対象とします。補助金制度・金額等につきましては変更となる場合がありますので、利用前には必ずお問い合わせください。

お問い合わせ

浜田港ロシア貿易発展プロジェクト実行委員会事務局（浜田港振興会）

（浜田市熱田町2135-2 浜田ポートセンター内）

TEL 0855-24-7733 FAX 0855-27-4411

ホームページ <http://www.hamada-minato.jp/>

技術開発

E - 19

研究開発に関する情報通信費を補助します

特定通信費補助金

[高速通信専用回線利用費補助金]

●対象者

- ・製造業（県営工業団地内に限る）
- ・研究開発型企業及び研究開発支援型企業（ソフト産業・人材育成機関・試験研究機関など）で県の立地計画認定を受けた企業

●事業内容

県内の対象者が、高速通信回線を利用して、研究開発や新たな事業展開に取り組む場合にその回線利用料の一部を補助します。

●対象回線

1 Mbps以上の回線の利用料（県内間での利用の場合は、回線の限定あり）

●補助内容

補助率：利用料の1／2を補助

補助限度額：（上限）：5,000万円／年（県内間の場合は、1,000万円／年）

（下限）：50万円／年

補助期間：最大で5年間

[雇用確保促進特定通信費補助金]

●対象者

次の全てを満たす者。①コールセンター業を営む者で、新規常用従業員数（1年契約以上の契約社員を含む。）が20人以上ある場合。②島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けていること。③操業を開始した日から2年以内に事業利用計画の承認を受けた者。

●事業内容

コールセンター業に直接必要となる通信費及び電子情報処理組織の使用料の一部を補助します。

●補助対象

電気通信事業者へ支払う通信費（電話料金、インターネット利用料など）及び電子情報処理組織（補助事業者の使用に係る電子計算機と当該コールセンターを利用する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したも

の) の使用料

●補助内容

補助率：利用料の1／2を補助

補助限度額：(上限)：5,000万円／年（電話、その他の通信費3,000万円／年、

電子情報処理組織使用料3,000万円／年）(下限)：50万円／年

補助期間：最大で5年間

●その他

「高速通信専用回線利用費補助金」「雇用確保促進特別通信費補助金」のどちらか一つしか補助は受けられません。

お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ

TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080

E-mail kigyo-richi@pref.shimane.lg.jp

ISO等認証取得時の費用を助成します

国際規格認証取得促進助成事業

県内企業の販路拡大と経営基盤強化を支援するために、ISOシリーズやFSSC2200などの国際規格認証取得に必要な経費の一部を助成します。また、今年度からはHACCPについても助成対象といたします。

●対象者

次の要件をすべて満たしている方

- ①県内に事務所または事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）
- ②経営革新計画または同等以上の計画にもとづく取り組みを行う者
- ③製造業または情報サービス業を営む者
(製造業または情報サービス業の分野での取得を目指す者)
- ④助成金交付決定後1年以内に認証の取得が見込まれる者
- ⑤税金を完納している者

●対象経費

- ・専門家（経営コンサルタント等）経費
- ・審査登録に要する経費（＝審査登録機関へ支払う経費）
※交付決定前に支払済の経費については対象外となります

●助成限度額

対象経費の1／2以内で1件あたり100万円以内

※企業グループ（P.197参照）で戦略的な取り組みを行い、その構成企業がセクター規格を取得する場合は上限200万円とする。

●募集期間

随時

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ
TEL 0852-60-5115
E-mail con@joho-shimane.or.jp

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

地域資源を活用した新商品開発等を支援します

ふるさとものづくり支援事業

●対象者

企業等に対して市町村が地域特産品となる新商品開発等に必要な経費の補助を行う場合に、市町村に対して補助金を交付します。

●対象経費

企業等の新商品の研究開発・事業化・市場調査・販路開拓等に要する経費

●補助率

補助対象と認められる経費の2／3以内

(ただし、補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域（旧過疎地域に限る。）

離島地域において行われる場合には9／10以内)

●補助限度額

区分	補助限度額	
将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業	Aタイプ	10,000千円
	Bタイプ	5,000千円
	Cタイプ	1,000千円
これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業	Dタイプ	2,000千円

※一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の補助金となりますので、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.furusato-zaidan.or.jp/monodukuri/>

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 地域産業創造グループ

TEL 0852-22-6740 FAX 0852-22-5638

商業活性化

E - 22

地域商業活性化とまちづくりの推進のために

地域商業等支援事業

●目的

商業者の高齢化、廃業が進む中で地域の商業機能が失われつつある現状を踏まえ、市町村を主体に地域が推進する取り組みを支援し、地域商業の維持を図る。



●事業内容

事業区分	補助内容	県補助率・限度額
一般枠	<p>■補助対象者 小売業・サービス業の開店予定者 (事業承継を含む)</p> <p>■補助対象経費 開店または事業承継に係る初期投資費用 (改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費)</p>	<p>■補助率 1/3 (ハード1/4)</p> <p>■補助限度額 1,000千円 (市町村負担額と同額)</p>
小売店等持続化支援事業	<p>■補助対象者 以下のうち、「住民の買い物不便対策に資する」「既存店舗の理解を得ている」と市町村が認めた事業者 A 飲食料品等小売業の開店予定者（事業承継を含む） B 中小企業の基準を超える飲食料品等小売業の開店予定者（開店のみ） C 事業を継続して営んでいる飲食料品等の小売業者</p> <p>■補助対象経費 対象者A…改修費、建築費、建物取得費、備品購入費、家賃、広告宣伝費 対象者B…改修費、建築費、建物取得費、備品購入費 対象者C…改修費、備品購入費</p>	<p>■補助率 1/3 (ハード1/4)</p> <p>■補助限度額 5,000千円 (市町村負担額と同額)</p>
移動販売・宅配支援事業	<p>■補助対象者 飲食料品等の移動販売事業又は宅配事業を行う計画を有する又は既に行っている小売業者、組合等</p> <p>■補助対象経費 A 移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費（200千円以上のものに限る） B 移動販売又は宅配の運営に要する燃料費、車検費用、修理費、備品購入費 ただし、年間経費が200千円を超えることを要件とする。</p>	<p>【対象経費A】</p> <p>■補助率 1/4</p> <p>■補助限度額 1,000千円 (市町村負担額と同額)</p> <p>【対象経費B】</p> <p>■定額 1年目50千円 2年目40千円 3年目30千円 (市町村負担額と同額)</p>

[商工関係補助金等]

商業環境整備事業	一般枠	<p>■補助対象者 商業環境の改善に資する施設整備計画を持つ組合、商工団体等</p> <p>■補助対象経費 施設設備の設置・取得・整備に要する経費 ただし、土地の取得・使用・造成に要する経費、及び中小企業者又は個人単独の所有となる場合は補助対象外とする。</p>	<p>■補助率 1/4</p> <p>■補助限度額 5,000千円 (市町村負担額と同額)</p>
	中心市街地活性化枠	<p>■補助対象者 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）における認定基本計画に位置づけられた事業について、国の交付決定を受けた者</p> <p>■補助対象経費 上記認定基本計画に位置づけられた事業のうち、国の交付決定を受けた経費</p>	<p>■補助率 国補助対象経費の1/9</p> <p>■補助限度額 30,000千円 (市町村負担額と同額)</p>

●その他

本事業は、市町村を通じた補助金となりますので市町村ごとに事業実施の有無、補助対象となる事業の範囲、補助率、補助限度額等は異なります。詳しくは各市町村商工担当課へご相談ください。

お問い合わせ

各市町村商業担当部署

島根県商工労働部中小企業課団体商業グループ

TEL 0852-22-6554 FAX 0852-22-5781

E-mail keiei@pref.shimane.lg.jp

島根県西部県民センター 商工労政事務所

TEL 0855-29-5649 FAX 0855-22-5306

E-mail hamadasyoro@pref.shimane.lg.jp

地球温暖化対策の取り組みを推進 エコアクション21認証取得促進事業 (島根県地球温暖化対策協議会事業者部会事業)

● 対象者

しまねストップ地球温暖化宣言事業者（組合、中小企業者等に限る）

原則、島根県内に本社事業所を置く中小企業者

● 事業内容

エコアクション21を新たに認証取得した事業者に対し経費の一部を助成します。

● 対象経費

専門家経費、審査登録経費

● 補助率

対象経費の2分の1以内（上限：30万円）

● 対象数

5事業所・団体等

エコアクション21とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省が策定したガイドラインに基づく国内規格の環境マネジメントシステムです。（同様のものに国際規格であるISO14001があります。）中小企業にも取り組みやすく、目標設定から評価・見直しまでの環境活動について認証・登録する制度で、環境負荷を減らすと同時に経営上の効果も期待できます。

- ◆ 産業廃棄物処理業者については、優良産廃処理業者認定制度の5つある基準のうちの1つ「環境配慮の取組」として、エコアクション21等の認証を取得することが要件となっています。
- ◆ 審査費用、認証登録費用の負担が低く、文書作成量も少ないので認証取得に要する労力・コストとも軽減することができます。
- ◆ 環境活動レポートの作成が必須となっており、社会的責任を果たす企業としてのイメージが高まります。

エコアクション21の認証登録は、事業場においてシステムを構築し、運用期間（3か月以上）の結果をとりまとめ、地域事務局（島根県中小企業団体中央会内）に登録審査を申し込みます。審査後に地域・中央判定委員会を経て適合と判断されると中央事務局（一般財団法人持続性推進機構内）と契約締結し、認証登録となります。

お問い合わせ

エコアクション21 地域事務局しまね(島根県中小企業団体中央会内)

TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686

技術開発／商工関係補助金等

戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業

～県内外の優れた技術力を有する企業等と関係構築を深め、技術力強化並びに新たな取引の開始や拡大を図るための取り組みを支援します～

●対象事業

県内に事業所を有する製造業分野に取り組む中小企業又は組合が県内外企業等への派遣研修又は派遣研究を実施する取り組みや県内外企業から技術指導の受入れを実施する取り組みであり、以下の要件を満たすもの

- ①当該企業にとって新分野進出、または技術力強化が見込まれる事業であること
- ②優れた経営資源、技術資源を持つ県内外企業等への派遣、または県内外企業等からの技術指導の受入れであり、事業終了後に新たな取引の開始や拡大が見込まれる事業であること
- ③概ね連続1ヶ月以上の派遣、または年間30日程度の技術指導の受入れ、研究・開発への参画のための派遣に係る事業であること
- ④事業終了後、県内において事業展開する計画であること

●対象経費

※賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、※生活支度費、※代替従業員人件費（従業員100人以下の企業のみ対象）

[※賃金・生活支度費、代替従業員人件費については、派遣型・共同研究型のみの対象経費とする。]

●助成率

対象経費の2分の1以内

●限度額

1件あたり200万円

●事業類型別の支援内容

類型	1. 派遣型	2. 受入型	3. 共同研究型
共通要件	●対象者は県内に事業所を有する製造業分野に取り組む中小企業又は組合		
類型別要件	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業へ、概ね1ヶ月以上の派遣 (※ただし派遣後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの)	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業から、概ね年間30日程度の技術指導者の受け入れ (※ただし受入後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの)	●優れた経営・技術資源を持つ県内外企業や試験研究機関へ、概ね年間30日程度の研究・開発への参画のための派遣 (※ただし参画後に新たな取引開始・拡大が見込まれるもの)
類型別対象経費	●賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、生活支度費 代替従業員の人事費	●教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費家賃	●賃金、家賃、教材費、研修・研究材料費、技術指導費、旅費、生活支度費、代替従業員の人事費

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 販路支援課 取引支援グループ
TEL 0852-60-5114
E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

特許等の外国出願を支援します

中小企業外国出願支援事業

●対象者

外国出願を希望する中小企業

●事業内容

戦略的に外国出願を行おうとする中小企業に対して、外国特許庁に出願するために必要な翻訳費、外国出願料、外国代理人費用、手数料などの経費の一部を助成します。

支援対象企業は選定委員会において決定します。

●助成対象企業（すべてに該当）

- (1) 島根県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者
(県内で事業をしていれば、個人事業主や組合でも対象)
- (2) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること
- (3) 助成を希望する出願に関し、外国で特許権が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること

●助成対象となる出願内容（すべてに該当）

- (1) 特許・実用新案・意匠、商標の外国出願で、外国特許庁へ出願時に要した経費が対象
- (2) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に出願していること
- (3) 平成30年2月28日までに外国特許庁への出願が完了する見込みであること
- (4) 国内の先行技術調査等からみて外国での特許権等の取得の可能性があると判断される出願であること

●助成対象経費（外国特許庁への出願時に要した費用）

- (1) 国特許庁への出願手数料
- (2) 現地代理人費用
- (3) 国内代理人費用
- (4) 翻訳費用
- (5) その他財団が特に必要と認める費用

お問い合わせ

しまね知的財産総合支援センター

〔(一社)島根県発明協会 (公財)しまね産業振興財団〕

TEL 0852-60-5112

E-mail chizai@joho-shimane.or.jp

事業化

E - 26

『健康』をキーワードとした新しいビジネスを支援します

島根発ヘルスケアビジネス創出支援事業

ヘルスケアビジネス創出に向け、関係分野の方の意識醸成と、多様な分野と連携し地域資源を活用した先進的な取り組みを支援します。

●事業概要

(1) 島根県ヘルスケア産業推進協議会

行政、商工団体、医療・福祉関係者、金融機関、有識者等で構成し、地域のニーズや課題に対応した島根発のヘルスケア産業の創出と活性化について検討します。

また、どなたでも参加できる分科会において、交流会、セミナー、研修会を開催します。

(2) 島根発ヘルスケアビジネス先進モデル構築支援事業

地域資源を活用し、多様な分野と連携した先進的ビジネスモデルとなる取り組みについて、実証のための事業を委託します

①対象者

事業実施主体である代表事業者のもと、事業者、医療福祉・商工関係等の団体、大学、市町村等による複数の事業体で構成された団体

②対象経費

人件費、旅費、会議費、謝金、借料、外注費、印刷製本費、賃金、通信運搬費、情報収集費、原材料費、消耗品費、特許等経費、その他知事が必要と認める経費。

- ・ 詳細については、当課ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 産学官連携グループ

TEL 0852-22-6395

E-mail healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業